

令和４年９月23日に
浜松市教育委員会が認定した
いじめの重大事態に対する再発防止策

令和７年４月
浜松市教育委員会

1 再発防止策における基本的な考え方

- (1) 学校及び浜松市教育委員会は、今回の「浜松市いじめ問題第三者委員会」の報告書における提言を真摯に受け止め、再発防止に向けた取組を進めていきます。
- (2) 学校及び浜松市教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」に示された理念や内容を理解し、それらに則った対応を行っていきます。
- (3) 浜松市教育委員会は、所管する学校の取組を把握し、適切な指導・助言を継続的に行うことで、その実効性が確保されるよう支援します。
- (4) 学校は、校長の強力なリーダーシップの下、いじめ対応における実効性のある組織体制を整えます。
- (5) 学校及び浜松市教育委員会は、関係機関や家庭、地域と連携し、再発防止策が実施できるよう努めます。
- (6) 学校及び浜松市教育委員会は、再発防止の取組が実行されているかどうかを検証するための機会を設定し、PDCAサイクルを機能させることで、その取組を振り返り、見直しを図ります。

2 再発防止に向けた提言を受けての取組の方向性

提言1 報告書で指摘したことへの改善策を講ずること

これまで本委員会では、本件の事実関係、発生した背景・要因、学校・教育委員会の対応について調査検討し、問題点について指摘した。指摘した問題点からは、法令等にそった対応が、特に初期対応において適切になされていれば、重大事態に至ることを防ぐことができた可能性が高かったことを確認できる。このことは「重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止」に関わる重要な点として、市教委はじめ市内各学校に認識してもらいたい。

X中における「校内組織体制の不備」「組織的対応の不徹底」「いじめへの不適切な対処」等については、X中だけでなく、市教委において解決・改善に向けた具体的な方策を明らかにし、同じことが繰り返されない体制を整えていくことが急務であることを提言する。

提言1の再発防止策については、提言2以降に具体を示す。

×中と市教委の問題点を改めて挙げ、「法の遵守」について十分に周知徹底を図ることを提言する。

(1) ×中

いじめ対策委員会が、いじめ問題に対処するための中核的組織として実効性ある活動ができるようにしなければならない。いじめ認知やその後の対応に係る話し合いを成立させるためには、「いじめ対策委員会」を「生徒指導委員会」等と重ねず独立させた形で開催する必要がある。対応の記録は、時系列で、対応のプロセスが分かるような議事録として残すようにしたい。(法第 22 条)

「いじめに対する措置」特に確認・報告・指導の具体が、法に定められたように進められているとは言い難い。事例を取り上げながら、全職員に周知徹底を図るべきである。(法第 23 条)「いじめの定義」が、×中の職員間で十分理解されていたのかも振り返らなくてはならない。(法第 8 条の前提となる法第 2 条)法、国の基本方針、ガイドラインの理解を深めることが、再発防止につながる認識すべきである。

いじめの早期発見・早期対応につながるアンケート調査の在り方についても検証し、改善の検討を求めたい。それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておくこと、アンケートの記載内容については、すべて校長が確認する体制を確実に構築することを提案する。

(2) 市教委

各学校に対して、法、国の基本方針やガイドライン、市の基本方針を周知徹底し、次の視点で各学校への指導を行っていくことを求める。

- ・「学校のいじめ防止基本方針」(法第 13 条)の実効性
- ・「いじめ防止等の対策のための組織」(法第 22 条)の活動状況
- ・未然防止のための取組(法第 15 条)の実態
- ・教職員の資質向上(法第 18 条)に必要な措置の実施状況

これらのことを把握し、必要に応じて各学校へ指導・支援をする必要がある。特に、校長への周知が重要であることを敢えて強く求めておきたい。

報告書を細部にまで見届ける体制が整っていない市教委の状況にも課題があり、早期の対応を図りたい。配置する人員の増加は喫緊の課題である。

(1) 学校の取組

ア 実効的に機能する校内いじめ対策委員会の実施

- a 校内いじめ対策委員会では、教職員相互の役割を確認し、生徒指導委員会等とは独立させた形で定期的に実施する。
- b 校内いじめ対策委員会で扱ういじめの対応の記録は、時系列で、対応のプロセスが分かるように作成するとともに、公文書として管理職が責任をもって

確認・管理を行う。

イ 法、国の基本方針、ガイドラインの理解を深めるための校内研修の充実

- a 具体的な事例からいじめの対応について検討する機会を研修計画に位置付ける。
- b いじめの定義について、全職員が十分理解されているか定期的に確認する。
また、全職員が法等に沿って自校の事案への対処等を振り返ることでより理解を深める。

ウ いじめの早期発見・早期対応につなげるための調査方法の改善

- a いじめの早期発見のためのアンケートの在り方について、形式等を校内いじめ対策委員会で検討するとともに、その趣旨について児童生徒に説明する。また「はままついじめアンケート」を積極的に活用し、アンケート結果については、すべて校長が確実に確認する。
- b 1人1台タブレット端末による「はままついじめアンケート」を活用し、早い段階でも相談ができるようにするなど、「いじめ見逃しゼロ」を実現するための校内体制を構築する。

(2) 教育委員会の取組

ア 法、国の基本方針、ガイドライン、市の基本方針の周知徹底のための教職員研修の充実

- a 教育委員会が主催する研修では、いじめに関する法的な理解を深めることに加え、いじめの疑いのある事案が発生してからできるだけ速やかに対処すること、そのときの記録の取り方、報告の在り方など指導する。
- b 初任者研修等でいじめに関する内容を扱う。研修内容が実践力につながるよう、法に対する正しい理解やいじめの事例検討等を重点的に行う。

イ 各学校が法に則った対応を進めるための実態把握と指導・助言の強化

- a 「いじめ問題への取組総点検」を実施し、各学校のいじめ対応の実態を把握する。
- b 「学校いじめ防止基本方針」が国や市のいじめ防止等のための基本方針に沿った内容になっているか、学校の実情に即して適切に実行されているか等について確認し、学校は改善を図る機会を設ける。
- c 指導課指導主事が各学校を訪問し、未然防止の取組やいじめ対応の状況を確認し、必要に応じて管理職への指導・助言を行う。

ウ 法、国の基本方針、ガイドライン、市の基本方針を周知徹底するための管理職研修の実施

年度初めの「校長いじめ対応研修」において、法に基づいたいじめ対応や校内いじめ対策委員会の実施について、周知徹底を図る。

エ 早期かつ適切に対応するための指導課組織の再編

学校の実態や状況等に応じて柔軟に対応できるよう、指導課の指導主事の人員を拡充し、学校からの相談やいじめ認知報告書等に対し、迅速かつ適切に「支援・指示・調査」できる体制を整える。

※生徒指導専任の指導主事の人員配置 令和4年度：3名⇒令和6年度：12名
(うち2名は管理職経験者)

提言3 要因・背景調査を対処・再発防止に生かすこと

(1) 日々の個の捉えを生かす取組

悩みを学年の職員と共有したり、養護教諭やSCなどの専門職に相談したりするなど、解決に向けて具体的な対応をとっていたとは言い難い。顧問が学年主任や他の学級担任に伝えたり、専門職に相談したりする組織体制が整っていたならば、今回のように深刻な状況になることはなかったのではないかと。日々の生徒観察をいかに指導に生かしていくのかを検討する必要がある。

(2) 部活動への対応

部活動を学校教育活動の一貫として、どのように扱い組織的に対応していくのかについて検討する必要がある。外部の仕事をもつ職員がいる場合、学校としてどう対応すべきなのか決めておく必要もある。これはX中に限ったことではなく浜松市全体としても部活動の運営の在り方を検討する必要がある。

(3) 法令等に則った組織的対応の周知徹底

法に則って組織的に対応することの重要さは、市教委から管理職や生徒指導主事にも繰り返し伝えられていたにもかかわらず、周知徹底できない理由について早急に究明すべきである。学校は「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」ことになっている。これを全職員で読み合わせながらケーススタディし、全職員がその内容を理解した上で対応していたかについて振り返る必要がある。専門的な立場から助言を受けることができるSSWやスクールロイヤー等との連携を密にし、校内研修を充実させるなど、全職員に対する周知徹底の方法の検討が重要である。

(4) 市教委の早期介入

「学校から連絡がある場合は重要な案件である」という認識から先に進み、「学校から報告がなくても重要な案件は見逃さない」という捉えを持ち、「いじめ認知報告書」を確認して気になる事案については、市教委から問い合わせしていく体制を整えていく必要がある。

(1) 日々の個の捉えを生かす取組

ア 日々の個の捉えを生かすための情報共有体制の構築（学校）

- a 年度初めの校内研修で、情報共有の方法や相談体制について全職員の周知を図る。
- b 全職員が供覧できる「校務支援システム」を活用し、情報共有を図る。また、

学年が上がる際に、情報を確実に引き継ぎ、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー（SC）などの専門職も含めた関係職員で共有する体制を整える。

（２）部活動への対応

ア 組織的に対応するための部活動体制の見直し（学校）

外部の仕事をもつ職員がいる場合でも、関係職員で情報共有を図りながら、活動方針を決め、学校として組織的に対応できるようにする。

イ 組織的に対応するための部活動の見直し（教育委員会）

各種研修で部活動の指導体制等を取り上げ、部活動における指導や対応について理解を深める。

（３）法令等に則った組織的対応の周知徹底

ア 法令等に則った組織的対応の周知徹底のための校内研修の充実（学校）

- a ケーススタディなどの実践的な研修を通して、法や自校の「学校いじめ防止基本方針」の理解について振り返るとともに、全職員が組織の一員である自分の役割を明確にする。
- b 研修にスクールソーシャルワーカー（SSW）等専門的な知識を有する者が参加し、専門的な見地から助言を受けることができる研修を実施する。
- c 「学校いじめ防止基本方針」が国や市の「いじめの防止等のための基本的な方針」に即したものになっているか、適切に実行されているかについて定期的に取り組状況を評価・検証し、改善を図る。

イ 法令等に則った組織的対応の周知徹底のための教職員研修の充実（教育委員会）

指導課指導主事が、各学校の実態に応じ、新たに作成した教職員向けのいじめ対応フローチャートやチェックリストを活用した研修を充実させる。

（４）市教委の早期介入

ア 早期介入のための体制の整備（教育委員会）

- a 令和６年度からこれまでの月例報告に加え、随時開催する校内いじめ対策委員会でいじめを認知するごとに、いじめ認知報告書の提出を求める。
- b 各学校から提出されたいじめ認知報告書については速やかに内容を確認し、緊急性の疑われる事案については、教育委員会から問い合わせ、事実を確認した後、直ちに適切な指導・助言を行う。

提言 4 財政基盤の充実

本委員会委員の業務に対する対価が準備できていたのか、振り返る必要がある。

事務局自身に対する対価も検討されて進められていたのだろうか。振り返る必要がある。

いじめ問題の防止対策に向けた取組への費用と合わせて、充実した財政措置の要望を推進していかななくてはならない。

(1) 教育委員会の取組

ア 適切な予算確保のための要望の推進

本件事案等の根拠に基づく適切な予算要求を行い、その確保に努める。

提言 5 市教委と市長部局との連携

法に示されているいじめ防止等における役割を全て教育委員会で展開していくことは、かなり難しい。人員的にも予算的にも無理がある。法では、地方公共団体の役割であるとしていることから、教育委員会は、いじめ防止等の対策のために市長部局と連携し、対応するための整備を進める必要がある。

(1) 教育委員会と市長部局の取組

教育委員会（指導課）と市長部局（こども若者政策課）が連携協働し、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」がより実効性の高いものになるよう、定期的に点検し、必要に応じて改善を促すPDCAサイクルを回す。また、関係機関と連携したいじめ対策を講じていけるよう、教育委員会（指導課）が「いじめ問題対策連絡協議会」に積極的に参画し、より機能させていく。

提言 6 重大事態の調査に係る問題点の整理と改善

(1) 本委員会による調査開始の説明

本委員会の諮問内容を調査主体である市教委も理解し、市教委内でも連携しながら、対応していくことを必然としたい。

(2) 被害生徒への支援体制の充実

調査進行中においても、学校復帰の支援につなげる支援をし続けることができたのか振り返り、再発防止につなげていきたい。「加害生徒への指導」は第三者委員会と相談して行うものではない。また市教委には、できる限りの対処をするために、各課で連携して対応していくことを求める。

(1) 本委員会による調査開始の説明

ア 第三者委員会の理解

教育委員会は第三者委員会の諮問内容について、教育委員会内で十分な共有を行い、連携して対応していく。

(2) 被害生徒への支援体制の充実

ア 調査期間中の被害生徒の学校復帰のための支援の実施（学校）

- a 第三者委員会の調査中においても、学校として被害生徒や保護者に寄り添いながら、適切に支援をしていく。
- b 第三者委員会の調査中においても、学校として加害生徒への指導や加害生徒保護者への助言を継続して実施する。

イ 調査期間中における学校への指導・助言及び支援の実施（教育委員会）

第三者委員会の調査中においても、学校が関係生徒に対して実施している支援・指導を確実に把握し、指導・助言を行う。被害生徒や学校の要望等を受け、必要に応じて SC や支援員等を所管する関係課と連携して対応する。